

外郭団体概要書

団体名	一般財団法人静岡市国際交流協会					R4.4.1													
設立年月日	令和2年6月1日	基本財産	50,000,000	本市出資額(%)	100%														
所在地	静岡市葵区追手町5番1号	代表者	田辺 信宏	所管課	国際交流課														
設立目的	市民主体の広範な国際交流活動を推進することにより、静岡市の一層の国際化を促進するとともに、様々な国籍や文化、価値観を有する人々が安心して暮らせる共生社会の実現と世界平和の進展に寄与することを目的とする。																		
設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく財団法人				設立主体	静岡市													
業務内容	(1)海外諸都市との国際交流、国際協力に関する事業の計画及び実施 (2)多文化共生に関する事業の計画及び実施 (3)国際交流、国際理解等に関する講座・研修等 (4)国際交流及び多文化共生に関する調査・研究 (5)民間団体の国際交流活動に対する支援 (6)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業																		
役員・職員数	役員数(評議員含む)				職員数														
		市派遣	市OB	プロパー	その他	総数	市派遣	市OB	プロパー	その他	総数								
	常勤		1			1		1	4	2	7								
	非常勤	4	1		16	21					0								
	臨時					0				10	10								
合計	4	2	0	16	22	0	1	4	12	17									
財務の状況 (千円)		平30年度決算額	令和元年度決算額	令和2年度決算額	令和3年度決算額	令和4年度予算額													
	総収入額			50,307	62,671	74,787													
	総支出額			44,112	60,231	74,787													
	差引収支額			6,195	2,440	0													
	総資産額			78,646	82,046														
	総負債額			22,451	23,410														
市からの 財政支出 (千円)	委託料			5,225	14,725	14,739													
	指定管理料					0													
	補助金			30,388	42,278	48,307													
	その他					0													
	計	0	0	35,613	57,003	63,046													
令和4年度 主要事業	事業名		事業内容			予算額(千円)													
	静岡市多文化共生総合相談センター		在住外国人への多言語での相談対応			10,739													
	地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業		日本語学習支援及び日本語教育の連携体制構築			5,626													
	静岡わいわいワールドフェア		多文化共生意識啓発のための市民参加型事業			4,000													
監査及び 点検評価状況	市監査委員	市外部監査	市議会報告	公認会計士	団体独自組織	その他													
情報公開 状況と方法 (○公開) (×非公開) (―該当無)	基本概要	定款 寄附行為	役員 名簿	役員 数	うち OB数	組織 図	役員 報酬	役員 退職金	職員給与 水準	手当	貸借 対照表	正味財産増減 明細書 (損益計算書)	財産 目録	事業 報告書	収支 計算書	事業 計画書	収支 予算書	市人的 支援	市政 支援
	備付	○	○	○	○	○	○	—	—		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	HP	○	○	○	○	×	○	×	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	情報公開に関する規程名		一般財団法人静岡市国際交流協会情報公開規程																
HPアドレス		http://www.samenet.jp										電話	054-273-5931						
現状と課題	コロナ禍の中、海外姉妹都市等との交流事業等、人と人が直接交流する事業がやむを得ず中止となっている。オンライン形式をとりいれるなど状況に応じて事業を実施しているが、今後どのような展開が可能か検討する必要がある。																		
今後の 事業予定	文化庁補助事業として実施している「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(最大5か年継続事業)の3年目の事業に取り組む。また、令和4年度は、静岡市が多文化共生のまち推進条例を制定、また地域外交基本方針の改訂を予定している。これに併せ、新たな経営方針を作成する。																		